

令和5年第7回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第7号)

招 集 年 月 日	令和5年7月24日 (月)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年7月24日 9時40分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年7月24日 10時20分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	△
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
議事録署名委員	8 番	武本 宮紀	
	9 番	小笠原 敏子	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第7回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:40)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に8番委員と9番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第44号から議案第49号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第44号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[黒塗り]、お名前が[黒塗り]さん、耕作面積は908㎡です。譲受人の住所は[黒塗り]、お名前が[黒塗り]さん、耕作面積は3,354㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字西松原、地番が186番1、187番1、地目が田、面積が合計で908㎡です。申請理由は譲渡人は他の土地建物と共に譲り渡す。譲受人は自己管理農地に隣接する農地のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは9番委員から説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>はい議案書の1ページをご覧ください。図面は2ページ3ページです。 当該申請地は広島市消防安佐北消防署安芸太田出張所から轟橋方面へ約550メートルのところに位置しています。7月16日、申請者[黒塗り]さんへの電話の聞き取りと、18日に現地確認しました結果について事案説明いたします。 [黒塗り]さんは自己管理農地に隣接している申請地を耕作に便利のため、他の土地建物とともに譲り受け、今後、小豆などを作付け予定です。これまでも草刈り等も行われています。なお、空き家バンクの継続物件です。[黒塗り]さんは農機具を所有され、広島市在住の子どもさんと農作業に従事されています。 周辺の農地利用に影響もありません。以上、農地法第3条第2項各号に該当</p>

議長	<p>しませんので、許可相当と判断しました。審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>それでは、議案第 44 号について、審議に入ります。議案第 44 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 44 項は申請のとおり、承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 44 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 45 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 440 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字中全途、地番が 747 番 2、747 番 3、750 番 1、面積が合計で 440 m²です。申請理由は譲渡人は遠方に居住しているため譲り渡す。譲受人は住宅等とともに譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 9 番委員より説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案書の 4 ページ、図面は 5 ページ 6 ページです。当該申請地は安芸太田町役場筒賀支所から県道上筒賀津浪線で約 5.2km、井仁棚田交流館の隣に位置しています。7 月 13 日、申請者■■■■■■■■■■さん立ち会いのもと現地調査をしました結果について事案説明いたします。</p> <p>■■■■■■■■■■さんは地域おこし協力隊員であり、空き家バンクを介して住宅と付近の当該地を譲り受けるものです。農機具等は所有されていませんが、当面は草刈り等を行い果樹を植え付ける予定です。なお、当該土地は現在、井仁集落協定の保全会管理となっております。</p> <p>周辺の農地利用に影響もありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 45 号について、審議に入ります。議案第 45 号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 45 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 45 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 46 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。申請地は大字加計字後温井、地番が 4530 番 15、地目が畑、面積が 196 m²です。申請理由は駐車場として使用するためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私のほうから説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案ページ 7 ページ、図面は 8、9、合わせて私の方から現地の写真を添付させてもらっておりますので、これによって説明をさせていただきます。 7 月 22 日に現地調査をし、[REDACTED]さんの息子さんに電話による聞き取り調査を行いました。息子さんの[REDACTED]さんは車の整備、販売を事業として行っておられまして、駐車場が不足しているということで、駐車場として活用したいということでございます。写真で見ていただきますように、これは温井スプリングスの上流というか、猪山よりに 500 メートルくらいの位置なんです。倉庫があってその裏は駐車場、出入りは当然倉庫の、写真で言えば左側ですが、ここを通過の駐車場を通しての、台数的には 5 台ぐらい停められるスペースは確保したいということです。ここについては、ある程度整備して今草が生えておりますが、整備をして駐車場として転用したいということでございました。ということで、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れのないと認めることから、許可妥当と判断しました。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 46 号について、審議に入ります。議案第 46 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 46 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 46 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 47 号と 48 号についてですが、7 番委員さんが当事者ですので退出をお願いいたします。</p> <p>(7 番委員退出)</p>
議長	<p>それでは議案第 47 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 47 号の説明をさせていただきます。農地法第 18 条の規定による通知が提出されております。</p> <p>内容については資料 1 からご覧ください。こちらは 7 番委員である沖さんが中間管理機構を利用せず、■■■■さん所有農地の利用権を設定していた件について合意解約をするものです。2 ページが所有者の■■■■さんと沖さんの合意解約書となっており、3 ページから 8 ページが利用権を設定したときの利用計画書です。対象地は大字穴字五反田となっており、9 ページ、10 ページに地図をつけております。</p> <p>令和 6 年 8 月 31 日までの契約となっておりましたが、更新時期が近付いていること、および地代の払い忘れ防止のため、令和 5 年 12 月 31 日で現在の契約を解約し令和 6 年 1 月 1 日から中間管理機構を利用した契約に変更するために解約を行うものです。新たな利用権の設定については別途、1 月までに行います。</p> <p>農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですが、この度の解約は通知書の 4 番に記載のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当する土地引渡し前 6 か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。</p> <p>しかし、この規定に基づく解約等を行った場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により、解約した旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっているため、通知書が提出されております。本議案につきましては、資料 1 の通知書及び合意解約書の記載に不備がないか、修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 47 号について、審議に入ります。議案第 47 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 47 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 47 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 48 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 48 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料 2、11 ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 4 日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2 点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3 点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4 点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>対象農地の位置については 27 ページから 30 ページをご覧ください。大字穴字出口、字榎ヶ原となっております。こちらはすでに穴ファーム OKI さんが耕作をされておりましたが、正式な手続きを行っておりませんでしたので、今回農地中間管理機構を利用して権利設定を行うものです。13 ページから利用集積計画書を添付しておりますので、内容をご確認いただき修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。</p> <p>以上です。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 48 号について、審議に入ります。議案第 48 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 48 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 48 号は申請のとおり承認決定いたしました。7 番委員の入室を認めます。</p> <p>(7 番委員入室)</p>
議長	<p>それでは議案第 49 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>議案第 49 号の説明をさせていただきます。非農地通知についてです。資料 3、31 ページをご覧ください。</p> <p>昨年度も発送いたしました非農地通知書について、8 月から発送を予定しております。今回発送する農地はこれまでの利用状況調査にて不可能と判断され、事務局で地図や航空写真を確認して山林化していると判断したものとなっております。</p> <p>31 ページが鏡文章、32 ページが非農地通知、33 ページが発送スケジュールとなっております。全部で 1,222 筆、590 件ですが、所有者がお亡くなりになられている方や住所不明の方、対象地が公衆用道路となっているものについては発送しないため実際の発送件数は 336 件となっております。対象農地の一覧については各担当地区ごとの者をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。なお、一覧で青色に行を塗りつぶしをしているものが、所有者がお亡くなりになっている、または住所不明の方です。名前と地番のところをオレンジ色で塗りつぶしているのが公衆用道路となっているものです。</p> <p>対象地が雑木が生えており山林化している場合は、非農地通知書を法務局に持っていき、手続きをすると地目を農地以外に変更することができます。そして農地台帳から削除することで農地面積の分母を減らすことができ、集積率アップにつながります。</p> <p>もし非農地通知について問い合わせがあった際には、この非農地通知書で農業委員会に非農地証明の申請をしなくても法務局で地目が変わること、農地台帳からは削除されることを説明いただきますようお願いいたします。</p> <p>今回こちらの対象地について、この内容で非農地通知を発送していかどうかをご確認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案第 49 号について、審議に入ります。議案第 49 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>しばらく休憩とします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは休憩を廃し、会議を再開します。議案第 49 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 49 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 49 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 5 件出ております。資料 4、35 ページをご覧ください。■■■■の■■■■さん、■■■■地区の■■■■さん、■■■■の■■■■さん、■■■■の■■■■さん、■■■■の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項 2 点目は農地転用（農業用施設）届出書についてです。85 ページの資料 5 をご覧ください。この届出書は無断転用と区別するために農業施設等に関する建設について届出をしていただくものです。今回の届出内容は議案第 48 号により利用権を設定しました農地について、耕作者である合同会社穴ファーム OKI さんが農道を設置するものです。内容等特に不備はないため報告させていただきます。</p> <p>報告事項 3 点目は農業委員会ウーマンネット広島第 18 回総会及び令和 5 年度第 1 回農業委員会女性委員研修会回農業委員会女性委員研修会についてです。資料 6、91 ページをご覧ください。こちらは女性委員さんが対象となっております。正式な通知はまだですが、参加される場合は事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。これで、令和 5 年第 7 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 20)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

8 番委員

9 番委員